令和8年広島市消防出初式へのキッチンカー出店 募集要項

Ⅰ 募集の概要

(1) 実施内容

移動販売車(調理営業車)を用いた飲食物の販売

(2) 取扱品目

飲食物(自動車関係の営業(調理営業・販売業))で保健所から許可を得ているもの (酒類を除く。)

(3) 募集対象

- ア 移動販売車を自ら経営する事業者(以下「個別出店者」という。)
- イ 移動販売車の出店マネジメントを行う事業者(以下「マネジメント事業者」という。)

(4) 出店場所

広島みなと公園ピクニック広場のうち主催者が指定する場所(下図のとおり。)



【赤枠】ヘリポート南東側のエリア



※ 概ね上記の位置で、15 ㎡以内とする(ごみ箱・机等を含む。)

(5) 出店期間等

	日 程
募集期間	令和7年11月 4日(火)~同年11月20日(木)17時
出店期間	令和8年 月 5日(月)9時~ 2時

[※]イベント等の実施時のトラブル等に関する責任はすべて事業者が負担することとなります。

(6) 実施スキーム等

ア 許可手続

- ・今回の出初式での出店に関し、敷地使用許可及び広島市火災予防条例に基づく手続は本市 が行います。
- ・申請に虚偽があった場合や本募集要項の内容及び本市の指示を守らない場合は、本市は、 期間中であっても出店の承認を取り消すことがあります。

イ 手数料等

・出店にかかる各種手数料は発生しません。

2 応募資格

応募者は、広島県内に所在する事業所等で事業を行う個人事業主又は法人とし、次に挙げる要件を満たすこととします。

(1) 個別出店者の場合

- ア 法人にあっては主たる営業所、個人にあっては住民登録地が広島県内にあり、いつでも迅速で具体的な連絡調整が可能な者であること。
- イ 募集開始の日から事業者決定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指 名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- ウ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 広島市暴力団排除条例及び広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないものであること。
- オ 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可(調理営業又は販売業若しくはその両方。広島県内の許可)を有すること。なお、食品衛生法の改正(令和3年6月1日以降)により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。
- カ その他、営業に必要な許可や資格を有すること。

(2) マネジメント事業者の場合

- ア 応募者及び提携事業者が上記(1)のア~エを満たすこと。
- イ 移動販売車の出店に関わる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報 発信、管理監督等のトータルマネジメントを実施できる事業者であること。
- ウ 移動販売車の運営事業について、公園等の公共空間での実績があること。

3 出店手続

(1) 応募申請

出店希望者は、所定の<u>応募申請書兼誓約書(様式 I)、出店計画書(様式 2)</u>及び<u>以下の</u> <u>添付資料</u>を下記「IO 問合せ先」宛てにメールにより提出してください。なお、 I 事業者に つき I 申請までとします。

添付書類

共通	①商業登記事項証明書または開業届の写し ②広島市税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し (証明年月日が応募申請書等の提出から3か月前の日以降のものに限る。) ※納税義務がない場合等は申立書(様式3)を提出すること。
個人出店者	③営業許可書(県内の保健所が発行したのもの)、営業届出書の写し ④食品衛生責任者の資格を証明するもの(食品衛生責任者手帳等) ⑤使用車両の車検証の写し及び写真 ⑥PL 保険証券(生産物賠償責任保険)の写し
事	⑦提携出店者との関係性が分かる書類(業務提携契約書の写し等) ⑧提携事業者の上記③~⑥

(2) 出店等の決定等

ア 本市は、提出書類により出店希望者の応募資格の適否等を確認し、その結果を書面にて通知します(応募資格がないと判断した場合、選定外となった場合を含む。)なお、原則、次の順で出店者を選定しますが、多数の場合は抽選とします。

≪選定順≫

- ① 広島市南区内に事業所等が所在する事業者
- ② 広島市内に事業所等が所在する事業者(①を除く。)
- ③ その他の事業者
- イ 本市は、抽選により決定した出店場所を出店者に連絡します。

(3) 出店の辞退

応募申請後に出店を辞退する場合は、必ず下記問い合わせ先へ連絡してください。なお、資格確認及び出店調整中に連絡が取れなくなった場合は、辞退として取り扱います。

4 出店後の手続

出店後、2週間以内に利用者人数をメールにより報告してください。また、原状回復のほか公園 内のごみ拾いなどの実施状況を把握するための写真を添付してください。

5 禁止事項

次の事項は禁止します。違反が判明したときは、承認を取り消し、その後の出店を認めません。

- (I) 来場者や近隣住民等に影響を与える行為(歩きながらのチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み、BGM の使用(車内で従業員が聞く程度は可)、多量の煙を発生させる調理)等を行うこと。
- (2) 公園内にごみ等を散乱させること及び車両からの排水等を行うこと。
- (3) 決められた出店場所以外を使用すること及び公園内の電気・水道を使用すること。
- (4) 出店の権利を譲渡・転貸すること。

(5) その他本募集要項に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為を行うこと。

6 その他遵守事項

各種関連法令、ガイドライン等のほか、次の事項を遵守して使用してください。遵守しない 状況が反復又は継続されるときは、承認を取り消し、その後の出店を認めません。

- (I) 出店に伴う各種届出等(食品衛生法により営業の許可・届出等)は、事業者(出店者)が 行うこと。また、本市が行う手続に必要となる書類等の作成について協力すること。
- (2) 周囲の歩行者等の往来の妨げにならないよう、適切な導線管理を行うこと。販売カウンターは十分な滞留空間側に向けること。
- (3) 移動販売車の公園内への出入りは、指定するルートで出店前後の各 | 回とし、周囲の歩行者、自転車通行者等に十分注意すること。
- (4) 公園内を通行する際は、ハザードランプ点灯の上、速度 IO km/h以下で徐行すること。
- (5) 駐車時は、エンジンを止め、輪止めを設置するとともに、必要に応じてカラーコーン等を設置すること。
- (6) 車両その他の物品は 1(5)出店期間終了後すべて撤収すること。
- (7) 販売する全てのメニュー及び価格を分かりやすく掲示すること。また、適正価格での販売に努め、市場価格を逸脱したものとしないこと。
- (8) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底の上食中毒等の防止に万全を期すること。また、保健所等の関係機関の指導に適切に従うこと。
- (9) アレルギー物質表示(推奨28品目)を表示すること。
- (10) 広島市産品の優先利用に努めること。
- (II) 業務従事者の体調管理に万全を期し、発熱者は従事させないこと。
- (12) 使用場所は、使用前・使用後に点検し、清掃及び原状回復をすること。また、本市の求めに応じ、地面の汚れ防止のための養生シートを設置すること。
- (3) 移動販売車に隣接してごみ箱を設置し、排出するごみは適切に回収・処分すること。
- (4) 来訪者が快適に過ごせるよう、移動販売車周辺のごみ清掃やベンチの清拭などを行うこと。
- (15) 現地を退去する際は、周囲にごみが散乱していないか確認し、必要に応じて処分すること。
- (16) 雨天等でやむを得ず出店中止する場合は、原則、前日までにメール等で連絡すること。
- (17) 消防出初式の PR (ポスター掲示、SNS 等での告知等) やアンケート等に協力すること。
- (18) 出店による事故や苦情等のトラブルは事業者(出店者)が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に速やかに報告すること。
- (19) その他不明な点については、適時、本市担当者と協議すること。

7 市の指示による出店中止又は承認の取消し

次の事項に該当すると市が判断したときは、出店中止や承認の取消しを行うことがあります。

- (1) 荒天等のため利用者の安全確保に支障があると市が判断したとき。
- (2) 市の業務や他の公用・公共用の事業のために出店の中止が必要であると市が判断したとき。
- (3) 禁止事項や遵守すべき事項への違反が判明したとき。

8 免責事項

次の損害について、本市はその責任を負いません。事業者が一切の責を負うこととなります。

- (I) 出店に起因して事業者(出店者)自らが被った損害及び客又は第三者に与えた損害
- (2) 出店に関する苦情、クレームに起因する損害
- (3) 本市の指示による使用中止又は承認の取消しによって生じた損害

9 問合せ先

広島市消防局総務課庶務係 担当:若林、金子 〒730-005 | 広島市中区大手町五丁目 20 番 | 2 号 電話:082-546-34 | | FAX:082-247-1645

E-mail: fs-somu@city.hiroshima.lg.jp